

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成5年9月22日	不動産番号	0115000210722
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	荒川区東日暮里六丁目			余白	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m	原因及びその日付〔登記の日付〕	
808番4	宅地	35:04		余白	
1036番4	余白	余白	:	①変更 〔昭和41年5月27日〕	
余白	余白	余白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記	
			:	平成5年9月22日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和55年8月1日 第24690号	原因 昭和55年7月29日売買 所有者 荒川区東日暮里六丁目40番18号 丸 山 隆 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成5年9月22日

権 利 部 (乙 区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	根抵当権設定	昭和55年8月1日 第24691号	原因 昭和55年7月29日設定 極度額 金900万円 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手 債権 保証取引 保証委託取引 債務者 荒川区東日暮里六丁目40番18号 丸 山 隆 根抵当権者 荒川区東日暮里六丁目6番4号 日興信用金庫 共同担保 目録(ニ)第6531号 順位1番の登記を移記
付記1号	1番根抵当権更正	平成7年8月29日 第27277号	原因 錯誤 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手 債権
付記2号	1番根抵当権移転	平成22年10月1日 第33858号	原因 平成16年1月13日合併 根抵当権者 東京都荒川区荒川三丁目79番7号 城北信用金庫
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成5年9月22日
2	1番根抵当権抹消	平成22年10月1日 第33859号	原因 平成22年9月30日解除

共 同 担 保 目 録			
記号及び番号	(ニ)第6531号	調製	平成6年2月24日
番 号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予 備
1	荒川区東日暮里六丁目 1036番4の土地	1	平成22年10月1日受付第33859号抹消
2	荒川区東日暮里六丁目 1036番地1 家屋番号 808番7の建物	1	平成7年8月1日受付第23489号抹消
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第3条の規定 により移記 平成6年2月24日
3	荒川区東日暮里六丁目 1036番地4 家屋番号 1036番4の建物	1	平成7年8月29日受付第27278号追加 平成22年10月1日受付第33859号抹消
	余白	余白	平成22年10月1日全部抹消

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

2025/06/18 15:17 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	0115001140139
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	荒川区東日暮里六丁目			余白	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m	原因及びその日付〔登記の日付〕	
796番5	宅地		0:97	796番2から分筆 〔平成11年5月18日〕	
余白	公衆用道路	余白	:	②年月日不詳地目変更 〔平成11年5月18日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和46年4月30日 第14153号	原因 昭和33年12月17日相続 共有者 荒川区東日暮里六丁目40番19号 持分3分の1 吉田よし江 荒川区東日暮里六丁目40番19号 3分の2 吉田蔵 順位1番の登記を転写 平成11年4月22日受付 第13279号
2	吉田よし江持分全部移転	平成2年3月16日 第8616号	原因 昭和48年3月11日相続 所有者 荒川区東日暮里六丁目40番19号 持分3分の1 吉田蔵 順位2番の登記を転写 平成11年4月22日受付 第13279号
3	所有権移転	平成11年5月27日 第16650号	原因 平成10年3月30日相続 所有者 荒川区町屋六丁目3番15号 鈴木絵理
4	所有権移転	平成18年4月18日 第14166号	原因 平成18年4月18日売買 所有者 荒川区東日暮里六丁目40番18号 円山隆
付記1号	4番登記名義人表示更正	余白	氏名 丸山隆 平成18年5月10日受付 第16712号 職権更正

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。